

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

採用決定者が、勤務を開始した日から6か月未満の間に、本人の責に帰すべき事由により退職し又は解雇された場合、乙は在職期間に応じて、以下割合に応じて、受領済みの紹介手数料から次に定める金額を返還する制度です。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 勤務開始日より1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| ② 勤務開始日より1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| ③ 勤務開始日より3ヶ月以上6ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 20% |

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 / 27-ユ-300644

メディケア・ヒューマン株式会社